

寄付を受付けております

(公社)全日本郷土芸能協会の活動趣旨にご賛同頂ける
企業等、皆様のご寄付を受付けております。
ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○寄付金口座 三井住友銀行 赤坂支店 普通 813918
口座名:公益法人全日本郷土芸能協会寄付金口座

【寄附金の控除について】

※公益社団法人全日本郷土芸能協会へのご寄付は、税制上の公益法人への寄付金として税制優遇が受けられます。

【法人の場合】損金算入限度額と同額を別枠で損金に算入することができます。

損金算入限度額 = (資本金×2.5/1000 + 当該事業年度所得×5/100) × 1/2
(法人税法第37条、同法施行令第77条)

【個人の場合】所得金額の40%を上限として、寄付金の合計金額から2千円を差し引いた金額が課税所得から控除されます。

所得控除額 = 寄付金額 (所得金額の40/100を限度) - 2千円
(所得税法第78条、同法施行令第217条)